

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【228】
2. 日時：令和2年6月19日 10時00分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官※、江崙企画調査官、義崎管理官補佐、
岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官※、三浦主任安全審査官※、
皆川主任安全審査官※、宮本主任安全審査官、小野安全審査専門職

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他12名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートについて、令和2年6月15日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート】

- 装置基礎の傾斜角の許容限界について、設定根拠を説明すること。
- 液状化に伴う浮き上がり対策の置換えコンクリートについて、不等沈下及び浮上り双方の観点で、屋外アクセスルートの通行性に対する影響評価を説明すること。
- 屋内アクセスルート及び代替屋内アクセスルートについて、通行できるとした通路の幅の設定の考え方を説明すること。また、最も狭い通路の幅を説明すること。

(3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

なし